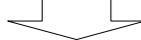


○計画策定の目的

「広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、第一線で中心となってこれらの施策に取り組む地方公共団体が策定するもの」  
 「幅広い分野にわたる関係機関等が、認識の共有や情報の交換から、具体的な事案に即した協議に至るまで、様々な形でどのように効果的に連携していくかという観点から、基本計画を検討すること」(国基本方針より)



配偶者暴力対策を総合的かつ効果的に推進するため、高知県が取り組むべき施策を体系的に示すこと

【「基本の柱」と主な取組】

【現状と課題】

【総括】

1 DVを許さない社会づくり

【主な取組】

- ①② 民間支援団体等と連携した広報・啓発の実施
- ② DV防止をはじめとする人権研修の実施
- ② 各種広報媒体を活用したDV防止の意識啓発の推進
- ③ 若年者を対象とした予防教育・啓発の実施
  - ・保護命令が出された加害者に対する警告の実施
  - ・加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討

2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり

【主な取組】

- ④ 配偶者暴力相談支援センター等、各種相談窓口の周知
- ① 関係機関との連携による迅速な対応及び体制整備
- ⑤ 専門研修及びスーパーバイズの実施による、相談員の専門性の向上
  - ・外国語通訳等の確保による、相談窓口のバリアフリー化

3 DV被害者の一時保護体制の充実

【主な取組】

- ① 警察他、関係機関と連携した迅速な一時保護の実施
- ⑤ DV被害者等の心理ケアの充実
  - ・カウンセリング等の実施による心の健康回復
  - ・同伴児に対する保育や学習支援の実施
- ⑧ 民間シェルターへの支援

4 DV被害者の自立支援

【主な取組】

- ・一時保護所入所時からの継続した自立支援
- ⑥ 県営住宅や県職員住宅の活用
  - ・各種支援制度に関する情報提供(生活保護、職業訓練、託児サービス等)
- ①⑦ 警察等と連携した、保護命令発令後の安全の確保
  - ・養護教諭、SC、SSW等による、被害者及び子どもの地域及び学校でのケア

5 地域における取組の推進

【主な取組】

- ①⑨ 市町村の関係部署間の連携強化の促進や、相談窓口職員のスキルアップに向けた研修や助言等の実施
- ①⑨ 市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の地域の団体との連携強化に向けた研修等の実施
- ① 要保護児童対策地域協議会の開催

①DV被害者の支援を進めていくうえで、1～5の全ての柱において、市町村、関係機関・民間支援団体等との更なる連携が求められる。

また、DV防止法の一部改正に伴い、児童相談所とのさらなる連携が求められている。

②県民のDVに対する認知度は向上している一方、精神的暴力等に対する認知度は低い傾向にある。

③DV加害者や被害者の発生の未然防止を図るためには、若年層への予防教育・啓発の充実が求められている。

④各種広報媒体等を活用した広報により、相談窓口の周知は図られているが、まだ十分認識されていない。

⑤相談対応等の充実を図るためには、相談員等の専門性の向上、DV支援に携わる人材のスキルアップが必要。

⑥DV被害者等のニーズに合わせた保護を行うことができる場所の確保。

⑦被害者の情報共有と情報保護の徹底。

⑧民間シェルターの運営安定化に向けた支援の実施。

⑨DV基本計画の策定済市町村は11市町村にとどまっている。



5つの「基本の柱」に基づき、着実に取組を進めてきたが、なお、課題が残されている状況。

現計画の「基本の柱」を継続しつつ、取組の更なる強化・充実を進めていくことが必要。

第3次高知県DV被害者支援計画 主な取組と総括

	主な取組	取組の方向	取組の内容	現状	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	第3次計画の総括 及び 第4次計画の課題	担当課
1 DVを許さない社会づくり	●DV防止に向けた啓発の実施	●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発を実施し、被害者支援に向けて連携体制を確立していく	●ネットワーク会議を開催し、DV防止の広報・啓発や、DV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼を行う。 ●民生委員・児童委員への啓発活動	●ポスター掲示や啓発物の配布等、広報活動は行っているものの、各機関・団体との連携を目的とした啓発活動を行う機会は少ない。						●ネットワーク会議の開催や各団体と連携した広報・啓発活動により、DV防止に向けた取組が進んだ。 ●DV対策に関する各支援団体との連携強化が課題。	人権・男女共同参画課
		●障害者虐待に関する相談窓口・研修会等におけるDV防止に向けた啓発の実施	●高知県高齢者・障害者権利擁護センターや障害者虐待防止研修等においてDV防止に関する啓発の実施	●障害者虐待防止法が平成24年10月に施行され、虐待防止等への広報・啓発を実施しているが、関連するDVの広報は十分にできてはいない						●虐待防止に関する研修の対象者が施設職員や市町村担当者であることから、内容的にDV防止にまで踏み込めていない。 ●権利擁護の視点から虐待防止研修での効果的な啓発方法の検討・実施。	障害福祉課
	●多様な広報媒体を活用した意識啓発	●多様な広報媒体を活用し、DVの啓発活動を行っていく。 ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施	●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(RKC、エフエム高知等) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・相談窓口周知カードの作成・配布、ポケットティッシュの配布、高知城パープルライトアップ	●あらゆる広報活動により、DVの潜在化防止を図っている。 ●県の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、ソーシャルメディア等を通じてDV防止の意識啓発や配偶者暴力相談支援センターの広報を行っている。						●「女性に対する暴力をなくす運動期間」での集中的な啓発の実施により、 <u>県民に対して一定程度の啓発効果があった</u> と考えられる。 ※ <u>県民意識調査(R元)</u> において、 <u>前回調査と比べ意識の向上</u> が見られた。 ●今後も継続して広報啓発を実施する必要がある。また、より広く県民に伝わるような広報媒体の検討が必要である。 ●関係機関と連携した啓発活動により、DVが犯罪であるということが広く認識された。 ●民間支援団体と協力し、 <u>集中的な広報啓発を継続して実施する必要がある</u> 。	人権・男女共同参画課/女性相談支援センター
		●電車・バス・列車の車内広告等々の掲出する。 ●人権ふれあいフェスティバルや講演会等あらゆる機会をとらえてた啓発(分野別相談窓口のリーフレットを配布する。) ●マスメディアを通じた啓発	【人権啓発センター人権に関する県民啓発事業】 ・人権啓発電車・バス・列車運行事業(電車ポスタージャック)における広報チラシの掲出 ・イベント等でのリーフレットの配布 ・人権啓発ミニ番組テレビ放映 ・人権啓発シネアトスポットCM(TOHOシネマズ高知全スクリーンで上映) ・人権啓発シリーズ新聞掲載	26年度までは新聞コラムやスポットCMの制作などマスメディアを活用した啓発活動を行ってきたが、新たな人権課題が提起される現状下、29年度からは一度に多くの人権課題を取り上げることができる「電車ポスタージャック」での広報を実施している。						●じんけんふれあいフェスタの開催やマスメディアによる広報、電車ポスタージャック等の広報啓発事業を継続的に実施することで、 <u>DV防止の意識の啓発につなげることができた</u> 。 ●情報を必要としている人を含め、より多くの人に啓発できるような手法を工夫していく必要がある。	人権啓発センター

	主な取組	取組の方向	取組の内容	現状	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	第3次計画の総括 及び 第4次計画の課題	担当課
1 DVを許さない社会づくり	●若年層を対象としたDVに関する広報・啓発の実施	●思春期の子どもの性に関する正しい知識の情報提供及びび性に関する悩み相談への対応	●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発	●相談活動を通して、男女交際、DVなどの相談があった場合等、予防やDVについて正しく理解するように支援している。 ●H28年度性に関する相談実績 ・電話相談:1,292件 (H27年度:1,681件) ・メール相談:69件 (H27年度:31件) ・個別面接相談:6件	思春期相談センター広報用名刺大カードを中学校、高等学校等に配付					●思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきているが、今後も継続して県下中学生、高校生が思春期相談センターの存在を理解し、性に関する相談(DVに関する相談を含む)や正しい性知識を得る身近な機関として周知していく必要がある。 ●課題:教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	子ども・子育て支援課
		●発達段階に応じたDVに関する教育の推進	●対象に応じた教材や研修資料の開発 ●指導資料の紹介 ●人権擁護委員と連携し、講師として支援	●授業の中にどのように位置付けたいのか、といった具体例を示す必要がある。 ●講演会形式の取組が多く、生徒が自分自身の問題として理解できているかを把握することが難しい。	指導資料の開発と活用により、発達段階に応じた人権教育の推進を図る					●デートDVを含む人権課題についての指導資料を作成・配付し、研修会での情報提供を行うことにより、学校での取組の充実を図っている。 ●大学生や保護者等を対象とした人権学習や研修における啓発を推進する。	人権教育・児童生徒課
	●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知 ●加害者更生プログラムに関する情報収集と対応の検討	●加害者に対するDV啓発DVの定義等の周知 相談窓口の周知	●啓発パネルの掲示、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発と相談カードの配布等による相談窓口の周知	●加害者更生に関する情報収集を行っているが、制度上未確立であるので、不十分。	関係機関から紹介のある加害者への相談支援						●ソーレの男性相談窓口で加害者からの相談を受け付けており、DV加害者への啓発活動の効果が一定程度発揮されている。 ●引き続きDV防止の啓発活動や相談窓口の周知を行い、加害者本人の意識啓発を図る。
	●加害者更生プログラムについては発展途上であるが、国や他県からの情報収集に努め、随時、関係機関と共有し、加害者更生に繋げていく	●国や他県等の情報収集	●加害者更生プログラムは、一部民間支援団体等で実施されているが、現時点ではこれといった確立したものがなく、国においても具体的な対策は示されていない。	国や他県からの情報収集						●国や他県において確立したプログラムや具体的な対策指針等はなく、引き続き情報収集が必要。 ●加害者を対象とした各種相談について、一般相談や男性相談での対応及び必要に応じ専門機関を紹介。加害者に対する意識啓発のため、相談員のスキルアップ研修を実施した。相談窓口を周知するとともに、対応する相談員のスキルアップを図る。	人権・男女共同参画課/男女共同参画センター「ソーレ」

移転

来所者への情報提供・相談の強化

指導資料の開発と活用により、発達段階に応じた人権教育の推進を図る

要望に応じて、PTAの研修会への講師派遣

中学校・高校・大学・保護者等への働きかけ

関係機関から紹介のある加害者への相談支援

国や他県からの情報収集

定期的な啓発活動

国や他県からの情報収集

関係機関へ随時情報提供

関係機関へ随時情報提供

	主な取組	取組の方向	取組の内容	現状	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	第3次計画の総括及び第4次計画の課題	担当課
2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	●地域における関係機関・団体等の連携強化・理解促進のための取組の実施	●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発を実施し、被害者支援に向けて連携体制を確立していく	●ネットワーク会議を開催し、DV防止の広報・啓発や、DV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼を行う。 ●民生委員・児童委員等各関係機関への啓発活動	●ポスター掲示や啓発物の配布等、広報活動は行っているものの、各機関・団体との連携を目的とした啓発活動を行う機会は少ない。	警察と配偶者暴力相談支援センターの連携					●ネットワーク会議の開催や各団体と連携した広報・啓発活動により、DV防止に向けた取組が進んだ。 ●DV対策に関する各支援団体との連携強化が課題。	人権・男女共同参画課
		●要保護児童対策地域協議会での構成機関や民生委員・児童委員との連携	●要保護児童対策地域協議会での構成機関や民生委員・児童委員との連携	●実務者会議や個別ケース検討会への民生委員・児童委員の参加率が低い。 ●要保護児童対策地域協議会の構成機関との連携及び情報共有を行っている。	要保護児童対策地域協議会の活動強化による地域での子どもの見守り体制の構築					●主任児童委員の要保護児童対策地域協議会実務者会議への参加は100%となっておらず、引き続き参加による見守り活動の強化に取り組む必要がある。	子ども・子育て支援課/児童相談所
	●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化	●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化 ●配偶者暴力相談支援センターは、被害者の状況に応じて、一時保護や適切な支援機関につなぐ等を実施	●相談に応じて、ケース会等などにより関係機関との情報共有及び連携 ●配偶者暴力相談支援センターは、被害者の状況に応じて、一時保護や適切な支援機関につなぐ等を実施	関係機関等への情報提供及び連携の強化					●医療関係者等との連携がDV被害者の早期発見につながっている。 ●今後も継続して医療・福祉・教育・司法関係者との連携が必要である。	女性相談支援センター	
	●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化	●要保護児童対策地域協議会への参加の継続	●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●県教育委員会が、県内全市町村の要保護児童対策地域協議会に参加	●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ●県教育委員会が、県内全市町村の要保護児童対策地域協議会に参加	要保護児童対策地域協議会での情報共有					●全市町村の要保護児童対策協議会に参加し、情報の収集に努めることができた。 ●要保護児童に関する情報収集の方法を見直し、効率よく対応できるように検討する必要がある。	人権教育・児童生徒課
●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	●意見交換会の実施 ●警察職員研修への講師派遣 ●警察と配偶者暴力相談支援センターとの連絡を密にして、十分な対応ができるようにする。	●警察と配偶者暴力相談支援センターとの連携を深め、被害者を一時保護施設へ安全に移送できる体制や仕組みづくりができています。	意見交換会の開催・警察職員研修への講師派遣					●警察との連携により、24時間対応できる体制が確保されている。 ●意見交換会等の継続した実施が必要。	女性相談支援センター	

	主な取組	取組の方向	取組の内容	現状	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	第3次計画の総括 及び 第4次計画の課題	担当課
2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	●専門研修への参加やスーパーバイズの実施による、相談員の専門性の向上	●女性相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	●所属における研修の実施や、外部研修への参加により、相談スキル等の向上を図り、専門性を高める。	●県内外での相談員の専門研修へ参加するなど、相談員の専門性の向上を図っている。	配偶者暴力相談支援センター相談員全員が専門研修を受講					●専門研修に参加することにより、相談員のスキルアップが図られた。 ●オンライン研修も利用し、 <u>継続して専門性の向上を図る必要がある。</u>	女性相談支援センター
		●女性相談員に対するスーパーバイズの実施	●スーパーバイズ、所内研修の充実	●センター職員に対する、精神科医による2か月に1回のスーパーバイズの実施	所内研修、スーパーバイズの充実					●精神科医によるスーパーバイズを実施。 ●対応に苦慮する事例が増加しており、 <u>継続して研修を受ける必要がある。</u>	女性相談支援センター
		講師の派遣や教材の貸し出しにより相談窓口等職員のスキルの向上を図る。	【人権啓発センター事業】 ●講師派遣事業 ●人権啓発センター「じんけんライブラリー」の教材を活用してもらう。(図書室運営事業)	●講師派遣を希望する、市町村職員の人権研修課題の一つとして実施しているため、要望があれば対応しているのが現状 ●DVを専門とする講師がいないため、登録講師で対応せざるを得ない。	意見交換会の開催等による関係機関との情報共有、連携					●継続的にDV防止をはじめとする人権教育の研修を実施することで、相談窓口等職員のスキルの向上を図ることができた。 ●DV防止に限定した研修依頼は少ないため、できる限り多くの人権課題とあわせて女性の人権を考える機会を作る必要がある。	人権啓発センター
	講師派遣事業やじんけんライブラリーの活用を進める DV防止の知識を持つ人材の登録を進める										
	●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化	●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化 ●日常業務の中でDVが疑われる事例があれば、所内で情報共有し、配偶者暴力相談支援センターや精神保健福祉センターと連携し、状況に応じた支援を行う(安芸)	●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化 ●日常業務の中でDVが疑われる事例があれば、所内で情報共有し、配偶者暴力相談支援センターや精神保健福祉センターと連携し、状況に応じた支援を行う(安芸)	●事例があれば連携して対応 ●DV相談窓口が市町村となり相談事例が少ないが、必要に応じて市町と連携している(須崎)	各関係機関との連絡会に参加し、連携関係を強化					●事例があれば連携して対応を行った。 ●スムーズに連携できる関係の継続が必要。 ●対応ケースは少ないが、必要に応じて配偶者暴力相談支援センター等と連携できている(安芸) ●他の関係機関と平時からの連携をしていく必要がある。(須崎)	女性相談支援センター/福祉保健所
	●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携	●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携 ●相互理解を深めるため、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連絡を密にする。	●児童相談所との連絡協議会開催 ●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携により、状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助を行う。	●相互理解を深めるため、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連絡協議会を行った。 ●DV問題についての相互の理解の向上が必要 ●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携強化	連絡協議会の開催・職員研修の実施					●配偶者暴力相談支援センターと児童相談所がスムーズに継続できる体制ができている。 ●連絡協議会や研修を通じて継続した連携を図る。 ●配偶者暴力相談支援センターとの連絡協議会や職員研修の実施等により連携した援助が行えている。 ●DVに係る虐待事案の発生は続いており継続した取組が必要。	女性相談支援センター/子ども子育て支援課/児童相談所
	連絡協議会等を通じ、情報共有及び連携										
	子どもにとっての最善の援助ができるよう連携強化										
	●通訳の確保等による相談窓口のバリアフリー化	●県手話通訳設置事業及び市町村の手話通訳者・要約筆記派遣事業により、依頼に基づき手話通訳を実施 ●通訳ボランティア、災害時情報支援ボランティア	●手話通訳者・要約筆記者の養成研修の実施	●高知市以外では手話通訳者等が少ない。	精神保健福祉センターと関係機関との連携による相談対応					【第3次計画の総括】 ●登録手話通訳者：H29～R2で18名増(計113名) ●登録要約筆記者：H29～R2で3名増(計95名) 【第4次計画の課題】 ●登録者が県中央部に集中しているため、広報活動を継続的に行う。	障害福祉課
	団体の研修機会を通じ広報啓発										
	通訳者の養成研修の計画的な実施										
	ボランティア制度の周知と各団体との連携										

	主な取組	取組の方向	取組の内容	現状	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	第3次計画の総括 及び 第4次計画の課題	担当課
3 DV被害者の 一時保護体制の 充実	●警察等と連携した安全の確保	●警察等と連携した安全の確保	●警察関係機関との連絡会の開催 ●事例に応じた関係機関の連携による対応	●配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉保健所、児童相談所等と連携した対応	各関係機関との連絡会を開催し、連携関係を強化					●県警と連携して安全確保が図られた。 ●避難がスムーズに進むように継続して連携強化を図る。	女性相談支援センター
		●事例があれば、警察や市町村等と連携して、被害者等の安全確保に努める(安芸、中央西、須崎、幡多) ●所内業務における警察との連携の機会をDV被害者支援にも活かしていく。(中央東)	●事例があれば、警察や市町村等と連携して、被害者等の安全確保に努める(安芸、中央西、須崎、幡多) ●所内業務における警察との連携の機会をDV被害者支援にも活かしていく。(中央東)	●被害者と加害者が同居している事例は、情報共有し、連携して、移送の準備等の支援準備を完成させて、安全確保をしている(安芸) ●必要に応じて連携を行っている。(中央西)	警察と市町村、各関係機関と連携強化					●必要に応じて関係機関と連携して対応し、被害者等の安全確保に努めることができた(安芸・中央西) ●被害者の安全確保のため平時から連携しやすい関係づくりが必要。(須崎・幡多)	福祉保健所
	●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立	●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立	●警察関係機関との連絡会の開催 ●各種連携会議での意見交換の実施	●一時保護所の開設 ●被害者に応じて地域における一時避難場所の決定	各関係機関との連絡会を開催し、連携関係を強化					●24時間体制で保護できる体制を確保した。 ●関係機関、民間シェルター等との連携強化	女性相談支援センター
	●関係機関に対する秘密の保持の徹底	●関係機関に対する秘密の保持の徹底	●個別検討会の中で、情報を共有するとともに、秘密保持の徹底を周知	●個別検討会の中で、情報を共有するとともに、秘密保持の徹底を周知	情報共有の徹底、情報管理の強化					●関係機関での情報管理が徹底されている。 ●セキュリティ対策の強化を図る。	女性相談支援センター
●関係機関に対する秘密の保持の徹底	●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携により、状況に応じて子どもの一時保護を受けるとともに、子どもにとっての最善の援助がなされるよう関与する。	●配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携	●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携により、状況に応じて子どもの一時保護を受けるとともに、子どもにとっての最善の援助がなされるよう関与する。	子どもにとって最善の援助ができるよう連携強化					●子どもの被害の状況等に応じて、子どもの保護が適切に行われるよう連携が図られている。	子ども・子育て支援課/児童相談所	

	主な取組	取組の方向	取組の内容	現状	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	第3次計画の総括 及び 第4次計画の課題	担当課
3 DV被害者の 一時保護体制の 充実	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援	●入所者に対して、心理教育、リラクゼーションの実施 ●民間団体のカウンセラーのメンタルヘルスの実施 ●退所後個別カウンセリングが必要な者には、専門機関に依頼し実施 ●精神保健福祉センターとの連携	●入所者に対して、心理教育、リラクゼーションの実施 ●民間団体のカウンセラーのメンタルヘルスの実施 ●退所後個別カウンセリングが必要な者には、専門機関に依頼し実施 ●精神保健福祉センターとの連携	入所者に対する心のケアの実施					●被害者への心理的ケアが実施されている。 ●担当職員の専門性を確保する必要がある。 ●民間団体のメンタルヘルスを実施する体制が整った。 ●継続して専門機関の支援を依頼する必要がある。	女性相談支援センター
	●子ども心理判定やカウンセリングの実施	●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携した子どもの心理判定やカウンセリング等の実施	●配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携強化 ●一時保護及び施設入所措置を行った子どもの状況に応じて子どもへの心理判定やカウンセリング等実施	●配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携強化 ●一時保護及び施設入所措置を行った子どもの状況に応じて子どもへの心理判定やカウンセリング等実施	ケアを必要とする同伴児に対する迅速な対応					●同伴児に効果的な心理ケアが行われている。 ●関係機関とも連携して心理ケアを継続して行う。 ●女性相談支援センターとの連絡協議会や職員研修の実施等により連携した援助が行えている。	女性相談支援センター/子ども・子育て支援課/児童相談所
	●学校と連携した一時保護所での教育支援 ●就学援助制度の情報提供と手続支援	●学校と連携した一時保護所での就学支援 ●就学のための様々な制度の情報提供と手続支援	●教員OBによる就学支援 ●学校との連携強化	●教員OBによる就学支援 ●学校との連携強化	学校と連携した就学支援					●就学支援を受けることのできる環境を整えた。 ●継続して就学環境を整備する。	女性相談支援センター
	●民間シェルターの運営安定化に向けた支援の実施	●民間シェルターの運営支援を実施し、安定したDV被害者支援を行うことができる	●民間シェルター運営団体に対して、シェルターの運営支援を行う。	●支援活動の増大に伴い、事業量が増大。団体(支援者)の負担が増えている状況である。	多様な制度の情報収集と情報提供					●教育委員会と情報共有を行った。 ●継続して教育委員会等と連携を図る。	
	●民間シェルターの運営安定化に向けた支援の実施	●民間シェルターの運営支援を実施し、安定したDV被害者支援を行うことができる	●民間シェルター運営団体に対して、シェルターの運営支援を行う。	●支援活動の増大に伴い、事業量が増大。団体(支援者)の負担が増えている状況である。	民間シェルターへの支援					●民間シェルターが迅速なDV被害者支援を行うことができている。 ●支援活動の増大に伴い、事業量が増加し、団体(支援者)の負担が増えているため、活動の実態を把握し、適切な支援を行う。	人権・男女共同参画課

	主な取組	取組の方向	取組の内容	現状	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	第3次計画の総括 及び 第4次計画の課題	担当課
4 DV被害者の自立支援	●配偶者暴力支援センターの自立支援担当職員による継続的支援の実施	●日常生活支援のための配偶者暴力支援センターの自立支援担当職員による継続的支援の実施	●生活サポーターによる退所者のフォローの充実 ●関係機関と連携してフォローアップ	●生活サポーターによる電話連絡・訪問の実施	フォローアップの継続					●生活サポーターによる退所後の生活支援を実施 ●計画的な支援の実施	女性相談支援センター
	●自立支援施設の積極的な活用	●自立支援施設の積極的な活用	●自立支援施設をより積極的に活用できるための入所条件の見直し ●就労に向けた支援の強化 ●女性しごと応援室と自立支援施設との連携強化	●自立支援施設の利用者が減少傾向	自立支援施設の入所条件の見直し					●自立支援施設を活用し、就労に向けた支援を行った。 ●就労に向けた支援の強化	人権・男女共同参画課/女性相談支援センター
					女性しごと応援室と自立支援施設との連携						
					就労に向けた支援の強化						
					市町村との協力体制による制度の情報提供					●生活保護担当等市町村や関係機関との連携を図った。 ●種々の制度を熟知し、関係機関の適切な支援につなげる必要がある。	女性相談支援センター
					制度の情報収集と情報提供、継続的支援、同行等						
	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	●生活保護、保育支援、就労支援制度に関する情報提供及び利用に向けた支援	●種々の制度が必要な相談者、入所者へ情報提供と手続き支援	●全市町にDV担当課が位置付けられた。 ●市町村が庁内調整できる体制になっていない。 ●生活保護等の情報提供と手続き支援 ●地域の関係機関が配偶者暴力相談支援センターと連携できるよう、調整や支援を実施	必要に応じた個別検討会の実施					●相談者及び入所者に対し、生活再建のために必要な、支援制度等の情報提供や福祉事務所への同行など、手続きがスムーズにできるための支援を、市町村と連携し行うことができていく(安芸・中央西) ●事例が生活再建できるように生活保護担当と連携して対応ができた。(須崎) ●必要な制度等の情報提供ができるように既存に制度を知っておく必要がある。(須崎・中央東・幡多)	福祉保健所
	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	●被害者の生活再建のために必要な各種制度等の情報提供、市町村との連携や同行等、利用がスムーズにできるような支援を行う(安芸) ●所内各部署との情報共有を図り協力関係を維持していく。(中央東、幡多) ●ケースの自立に向け、生活保護や児童扶養手当、年金などの諸制度に関する情報提供を行う。(中央西) ●母子児童・生活保護・就労支援、障害保健福祉の所内連携体制により情報提供及び利用に向けた支援を実施(須崎)	●被害者の生活再建のために必要な各種制度等の情報提供、市町村との連携や同行等、利用がスムーズにできるような支援を行う(安芸) ●所内各部署との情報共有を図り協力関係を維持していく。(中央東、幡多) ●ケースの自立に向け、生活保護や児童扶養手当、年金などの諸制度に関する情報提供を行う。(中央西) ●母子児童・生活保護・就労支援、障害保健福祉の所内連携体制により情報提供及び利用に向けた支援を実施(須崎)	●必要な事例があれば、市町村と連携し、生活再建のために必要な、支援制度等の情報提供や福祉事務所への同行等、利用がスムーズにできるような支援を実施(安芸) ●所内各部署との情報共有を図り協力関係を維持していく。(中央東、幡多) ●必要に応じ情報提供をおこない、各窓口につないだ。(中央西) ●DV相談窓口が市町村となり相談事例が少ないが、必要に応じて制度の利用説明と支援をしている。(須崎)	各種制度の周知						
	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	●DV被害者の生活再建に向けた期間における安心・安定した生活を保障するため、情報提供・相談体制を強化し、各種制度の適切な利用につなげる。	●市町村や、ハローワークや「高知家の女性のしごと応援室」等の関係機関と協働し、DV被害者に対して必要な情報が行き届く体制を構築する。 ●相談関係者の資質向上に向け、研修を実施する。	●依然として経済的に苦しい状況にあるひとり親家庭が多い一方、各種補助金、貸付制度の認知度は低い状況である。 ※H27高知県ひとり親家庭実態調査 ○家計の状態 母子家庭 やや苦しい:39.4% とても苦しい:36.2% 父子家庭 とても苦しい:37.7% やや苦しい:35.4%	相談関係者の資質向上に向けた研修実施					●ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、電話・メール相談に加えて、R2.4月からはLINEによる情報提供を開始するなど、様々な情報がタイムリーに届くよう周知・広報を実施した。 ●センターへの相談件数は減少傾向にあり、相談機関としての利用促進が課題である。	子ども・子育て支援課

	主な取組	取組の方向	取組の内容	現状	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	第3次計画の総括及び第4次計画の課題	担当課
4 DV被害者の自立支援	●県営住宅や県職員住宅の活用	●県営住宅への入居は、公募が原則であることから、DV被害者についても、定期募集により入居の募集を行っている。	●平成28年度は、募集戸数225戸に対する、969名の有効申込者のうち、DV被害者6名の申し込みがあり、抽選により1名が当選、入居した。	●DV被害者の住宅が必要な時期と定期募集の時期が一致するとは限らないので、DV被害者の自立時期に臨機応変に対応することが必要である。	DV被害者を優先入居者として取り扱うとともに、緊急一時避難先住居として県営住宅を提供する					●当選しても辞退者が出るなど建築年度が古いことから質的な面でニーズに応えられていないと考えられる。・建替済みの団地については倍率が60倍程度となっており、また全面改善工事を行った団地についても倍率が高く入居にはつなげていない。・公営住宅法上、公募によらざるを得ない。	住宅課
		●県職員住宅の空き室の活用	●部局間使用申請があり、職員住宅に利用できる空き室があれば、1年間提供する。	●県職員住宅に利用できる空き室がない場合は、希望に沿うことができない。	緊急一時避難先として職員住宅の空き部屋を提供する					●住居の確保が困難なDV被害者への県職員住宅の一時利用許可は、被害者の自立へ向け効果的な支援となった。 ●県職員住宅の空き室の確保 ●適切な利用の斡旋	人権・男女共同参画課/女性相談支援センター
	●きめ細やかな就労支援及び技能習得時等の託児支援	●ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細やかな就労支援	●一時保護、自立支援入所者への積極的な支援や働きかけ	●就労支援機関との連携により、様々な形で就労、訓練につなげている。	ハローワークとの連携による自立支援					●生活サポーターによるハローワークへの付き添いを実施した。 ●ハローワークや生活相談支援センターとの連携	人権・男女共同参画課/女性相談支援センター
		●ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等と連携し、DV被害者のニーズに沿った就労を実現する。	●ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との更なる連携のため、4半期に1度、連絡会を開催し、今後の支援・協力体制を検討する。 ●安定した就労の実現に向け、技術・資格取得を支援する。	●ひとり親の収入は厳しい状況であり、安定した収入を得るための支援についてニーズが高い。 ※H27高知県ひとり親家庭実態調査 ○平均年間就労収入 母子家庭：210万円 父子家庭：328万円 ○仕事に関して特に望む支援 母子家庭、父子家庭とも、「技術・資格取得の支援」「訓練受講の際の経済的支援」「仕事の紹介」が多い	関係機関との連絡会開催					●非正規雇用で収入の少ない母子家庭の母等が資格取得を通じて安定した収入を得て自立できるよう、ひとり親家庭自立支援給付金の利用について周知を行った。 ●DV被害者の支援については、女性相談支援センターとの連携が課題である。	子ども・子育て支援課
		●就職活動及び技能習得時の託児支援	●一時保護入所者就職活動時の同伴児への託児実施、託児情報の収集と提供	●希望する職業訓練に託児サービスがない場合がある。	託児サービスのある職業訓練等の情報提供					●職業訓練等に関する情報提供を実施 ●就労支援機関との連携	女性相談支援センター
		●育児をされている方の職業訓練受講の促進	●民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供する ●就職活動及び技能習得時の託児支援	●託児サービス利用者3名(お子さん3名) 令和2年度開講コース実績(R3.3月末時点) ●講座等における託児支援を実施	託児サービスの提供					●託児サービスを利用することで、育児をされている方も職業訓練を受講することができている。 ●引き続き講座等における託児支援の実施と相談員等と連携した情報の収集を行っていく。	雇用労働政策課/男女共同参画センター「ソレ」
	●保護命令発令後の安全の確保	●保護命令発令後の安全の確保	●警察等との連携 ●生活サポーターによる退所後の生活状況の確認	●警察との連携により被害者の安全確保に努めている。	警察との連携による安全の確保					●警察との連携による安全確保が図られた。 ●継続した安全確保に対する取組が必要。	女性相談支援センター

	主な取組	取組の方向	取組の内容	現状	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	第3次計画の総括 及び 第4次計画の課題	担当課
4 DV 被害者の 自立支援	●児童相談所や福祉保健所等による育児支援	●市町村等と共有し、必要な事例があれば、児童相談所と連携して対応する(安芸、須崎、幡多) ●母子生活支援施設等の活用など必要に応じた支援を行う。市町村乳幼児健診等への支援(中央東) ●個別検討会議等の開催等による情報の共有化を図るとともに各関係機関が連携して見守りや育児支援を行っていく。(中央西)	●市町村等と共有し、必要な事例があれば、児童相談所と連携して対応する(安芸、須崎、幡多) ●市町村乳幼児健診等への支援(中央東) ●個別検討会議等の開催等による情報の共有化を図るとともに各関係機関が連携して見守りや育児支援を行っていく。(中央西)	●市町村等と共有し、必要な事例があれば、児童相談所と連携して対応(安芸、幡多) ●市町村乳幼児健診等への支援(中央東) ●市町村、要保護児童対策地域協議会をはじめ各関係機関と連携しながら個別対応を行う。(中央西、須崎)	児童相談所と連携					●市町村等と共有し、必要な事例があれば、児童相談所等関係機関と連携し、見守りや育児支援を行うことができる。今後も継続して取組が必要(安芸・中央西) ●母子家庭への支援の際に児童相談所と連携して事例検討し対応ができた。(須崎)	福祉保健所
		●児童相談所における育児支援 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務 ・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定と支援	●児童相談所における育児支援 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務 ・専門職員による調査、判定による援助方針に基づく支援等	●児童相談所における育児支援を行っている。	情報共有と適切な援助の実施						
	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実	●養護教諭の資質向上	●養護教諭初任者研修で、「健康観察・健康相談」について学び、DVの早期発見に繋げる。	●経験の浅い養護教諭の増加	養護教諭による適切な支援(養護教諭の専門性の強化) スクールヘルスリーダーによる経験の浅い養護教諭へのフォローアップ					●養護教諭初任者研修や希望する学校にスクールヘルスリーダーを派遣(申請に対する派遣率100%)することにより、養護教諭の専門性が強化できた。 ●引き続き、研修やスクールヘルスリーダーにより養護教諭の専門性の強化を図る。 ●スクールヘルスリーダーの確保が難しいため、経験の浅い養護教諭配置校で、スクールヘルスリーダー派遣事業を活用できない場合があり、経験の浅い養護教諭の人材育成が十分にできないことが課題である。	保健体育課
		●必要に応じて、市町村等関係機関との連携により、地域での支援をサポートする(安芸、須崎)	●必要に応じて、市町村等関係機関との連携により、地域での支援をサポートする(安芸、須崎)	●個別ケース検討会により情報の共有化や支援方針を確認し、子どもへの支援を行った。(中央西) ●DV相談窓口が市町村となり相談事例が少ないが、必要に応じて市町と連携している(須崎)	必要に応じて個別検討会に参加 要保護児童対策地域協議会の活動支援					●今後も必要に応じ、市町村等関係機関と連携し、地域での家庭支援をサポートしていく必要がある(安芸) ●要保護児童対策協議会で情報共有し市町の子どもの見守り支援ができた(須崎) ●事例発生時に市町支援できるよう平時からサポート体制を進める必要がある(須崎・中央東)	福祉保健所
		●市町村を中心に各関係機関が連携し子どものケアを行っていく。(中央西)	●市町村を中心に各関係機関が連携し子どものケアを行っていく。(中央西)								

	主な取組	取組の方向	取組の内容	現状	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	第3次計画の総括 及び 第4次計画の課題	担当課
5 地域における 取組の 推進	●市町村の関係部署間の連携強化促進や、相談窓口職員のスキルアップのための研修や助言等の実施	●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進にむけての働きかけ	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	●市町村のDV窓口は、男女共同参画や人権管部門が多く、福祉部門ではない場合がある。 ●市町村により、対応に温度差がある。	DV対策連携支援ネットワーク専門家研修・ブロック別関係機関連絡会議					●ブロック別関係機関連絡会議の開催により、関係機関同士の情報共有・意見交換の機会が確保され、DV被害者支援の円滑化が促進された。 ●DV対策担当部署を持たない市町村もあり、いかに当事者意識を持ってもらうか。 ●市町村担当者の短期間での異動により、DVに関する理解を深めることが難しい。	人権・男女共同参画課/女性相談支援センター
		●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供	●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供	●相談員対象のスキルアップ研修を実施し、相談員の課題解決と情報交換による関係機関の連携強化を図っている。	市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ						
	●地域の団体との連携強化に向けた研修等の実施	●民生委員・児童委員活動との連携	●民生委員・児童委員への周知	●民生委員・児童委員により地域での見守り活動が行われており、活動を支援するため各種研修を実施している。	民生委員・児童委員研修等におけるDV対策等の周知					●民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。 ●民生委員等の相談を受け止めて関係機関につなぐ仕組みの強化を引き続き行っていく。	地域福祉政策課
		●あったかふれあいセンターとの連携	●あったかふれあいセンター職員等への周知	●あったかふれあいセンター職員研修の実施している。 ●DV対策等に係るパンフレットの設置している。	あったかふれあいセンター職員研修の実施、DV対策に係るパンフレットの設置						
	●要保護児童対策地域協議会との連携	●地域のネットワークの構築による情報共有	●ブロック別関係機関連絡会議、DV対策連携支援ネットワーク及び庁内関係課担当者会等を通じたネットワーク構築の働きかけや情報提供	●生活サポーターによる退所後の生活状況の見守りを含め、必要に応じて関係機関と連携	地域におけるネットワークづくりと関係機関の連携強化					●生活サポーターによる見守りや、民生委員等の研修に参加し、地域との連携強化を図った。 ●民生委員等へのさらなる周知が必要。	女性相談支援センター
		●要保護児童対策地域協議会での構成機関や民生委員・児童委員との連携	●要保護児童対策地域協議会での構成機関や民生委員・児童委員との連携	●実務者会議や個別ケース検討会議への民生委員・児童委員の参加率が低い。 ●要保護児童対策地域協議会の構成機関との連携及び情報共有を行っている。	要保護児童対策地域協議会の活動強化による地域での子どもの見守り体制の構築						
					要保護児童対策地域協議会の活動強化						